

## 弓ヶ浜サイクリングコース(皆生工区、夢みなと工区)及び日野川周回 サイクリングルート維持管理業務委託仕様書

### 1 業務の名称

弓ヶ浜サイクリングコース(皆生工区、夢みなと工区)及び日野川周回サイクリングルート維持管理業務  
(以下「本業務」という。)

### 2 業務の目的

弓ヶ浜サイクリングコース(皆生工区、夢みなと工区)及び日野川周回サイクリングルートの維持管理(巡回  
巡視、除草、路面清掃)を行うもの。

### 3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 作業時期

本業務については平日昼間に実施することとし、休日及び夜間は実施しない。  
(休日とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を含むものとする。)

### 5 業務場所(別添位置図参照)

米子市夜見町～皆生新田三丁目、境港市高松町・新屋町～竹内団地、米子市観音寺～伯耆町大殿、伯耆町  
大殿～日吉津村富吉

### 6 業務内容(別表1～別表4参照)

#### (1) 共通

ア 打合せ協議 : 月1回

#### (2) 弓ヶ浜サイクリングコース(皆生工区)L=7.5km(米子市夜見町～皆生新田3丁目)

ア 巡回巡視 : 月4回

イ 路面清掃 : 月1回

ウ 除草 : 年4回

#### (3) 弓ヶ浜サイクリングコース(夢みなと工区)L=1.3km(境港市高松町・新屋町～竹内団地)

ア 巡回巡視 : 月1回

イ 路面清掃 : 年2回

#### (4) 日野川周回サイクリングルート L=8.2km(米子市観音寺～伯耆町大殿、伯耆町大殿～日吉津村富吉)

ア 巡回巡視 : 月1回

### 7 数量総括表

名称	数量(概算)	単位	備考
打合せ協議	1	式	
巡回巡視	1	式	
路面清掃	1	式	処分費(見込み) 混合廃棄物: 2 m <sup>3</sup>
除草	1	式	処分費(見込み) 可燃ゴミ: 2, 0 0 0 kg

### 8 業務上の注意点

#### (1) 担当者の配置

ア 受注者は、本業務における担当者(以下「担当者」という。)を定め、連絡先とともに発注者に通知する  
ものとする。

イ 担当者は、本業務に関する技術並びに知識、業務経験を十分に有している者でなければならない。

ウ 担当者は、発注者からの連絡を常時受けられる状態にしておかなければならない。

## (2) 打合せ協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、担当者と発注者は常に密接な連絡を取り、本業務の方針等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度担当者が書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ簿)を作成するものとする。

イ 担当者と発注者は、月1回の打合せ協議を行うものとし、その結果について担当者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。また、日程は協議により決定すること。

ウ 担当者は、業務実施前に現地状況を十分に把握した上で、発注者に対して作業実施計画表及び作業週報を提出しなければならない。

## (3) 巡回巡視

ア 担当者は、現地状況を十分に把握した上で、徒歩又は自転車等により適切な巡回巡視を実施しなければならない。

イ 担当者は、一般交通等に支障のないように十分注意し、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、現地における標識類の設置について、必要な安全対策を講じなければならない。また、第三者への影響が無いように十分配慮しなければならない。

## (4) 路面清掃

ア 担当者は、現地状況を十分に把握した上で、エンジンプロワー等を使用し、サイクリングコース上の砂、砂利、落ち葉、ゴミ等を除去しなければならない。なお、発生した廃棄物については、受注者の責任において適切に回収及び処分を行うこととする。

イ 担当者は、一般交通等に支障のないように十分注意し、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、現地における標識類の設置について、必要な安全対策を講じなければならない。また、第三者への影響が無いように十分配慮しなければならない。

## (5) 除草

ア 担当者は、現地状況を十分に把握した上で、草刈機等を使用し、サイクリングコース内に生育している支障草を除去しなければならない。なお、発生した廃棄物については受注者の責任において適切に回収及び処分を行うこととする。

イ 担当者は、一般交通等に支障のないように十分注意し、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、現地における標識類の設置について、必要な安全対策を講じなければならない。また、第三者への影響が無いように十分配慮しなければならない。

## (6) その他

ア 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しなければならない。なお、緊急処置が必要となった場合は、発注者に速やかに報告し指示を受けること。

イ 作業中に沿道住民等から苦情及び意見等があった場合は、丁寧に対応し、速やかに発注者に報告しなければならない。

## 9 成果物の提出

(1) 本業務が終了したときは、成果物(報告書1部)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

(2) 成果物において使用する軽量単位は、国際単位系(SI)とする。

別表 1 共通

作業の種類	作業頻度・作業規模
打合せ協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回</li> <li>・1回1時間</li> <li>・担当者対応</li> </ul>

別表 2 弓ヶ浜サイクリングコース(皆生工区)L=7.5km

作業の種類	作業頻度・作業規模
巡回巡視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月4回</li> <li>・1回4時間</li> <li>・担当者対応</li> <li>・自転車又は自動車等を使用</li> </ul>
路面清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回</li> <li>・担当者：1回1人対応(計12人)</li> <li>・作業員：1回2人対応(計24人)</li> <li>・軽トラック運転：1回8時間(年96時間)</li> <li>・ダンプトラック(2t積)運転：1回4時間(年48時間)</li> <li>・エンジンブローワー：1回作業で1基使用(計12基)</li> </ul>
除草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回</li> <li>・担当者：1回1人対応(計4人)</li> <li>・作業員：1回4人対応(計16人)</li> <li>・軽トラック運転：1回8時間(年32時間)</li> <li>・ダンプトラック(2t積)運転：1回4時間(年16時間)</li> <li>・草刈機：1回作業で2基使用(計8基)</li> </ul>

別表 3 弓ヶ浜サイクリングコース(夢みなと工区)L=1.3km

作業の種類	作業頻度・作業規模
巡回巡視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回</li> <li>・1回2時間</li> <li>・担当者対応</li> <li>・自転車又は自動車等を使用</li> </ul>
路面清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回</li> <li>・担当者：1回1人対応(計2人)</li> <li>・作業員：1回2人対応(計4人)</li> <li>・軽トラック運転：1回8時間(年16時間)</li> <li>・ダンプトラック(2t積)運転：1回4時間(年8時間)</li> <li>・エンジンブローワー：1回作業で1基使用(計2基)</li> </ul>

別表 4 日野川周回サイクリングルート工区 L=8.2km

作業の種類	作業頻度・作業規模
巡回巡視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回</li> <li>・1回4時間</li> <li>・担当者対応</li> <li>・自転車又は自動車を使用</li> </ul>